

各種様式等における性別記載方針（案）

平成〇〇年〇月

白井市

1 「各種様式等における性別記載方針」策定の背景と必要性

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、このころから性同一性障害の人への人権擁護の観点から、性別記載欄を見直す自治体が増加してきた。

本市においても、性同一性障害の人だけではなく、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一環として、各種様式等における性別記載欄の見直しについて平成16年度から取り組んできた。

また、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実を図るとしている。

しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種様式等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。

このことから、各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため「各種様式等における性別記載方針」を策定する。

※本方針における「各種様式等」とは、申請書、届出書、証明書、アンケート等をいう。

2 各種様式等における性別記載欄の現状

平成30年度に実施した各種様式等における性別記載欄に関する調査の結果、各種様式等における性別記載欄の現状は以下のとおりである。

区 分	件数
根拠法令等あり	65
（法令・千葉県例規で規定）	（30）
（市の例規で規定）	（35）
根拠法令等なし	50
合 計	115

3 性別記載に関する基本的な考え方

性別記載の基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別記載欄は設けない。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等において様式を定めているものを除く。

① 業務上性別情報が必要な場合

(ア) 統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき。

(イ) 医療上、性別情報を収集する必要がある場合

住民健診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき。

(ウ) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合

休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき。

(エ) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手続上、戸籍上の性別情報が必要なとき。

(オ) 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

様々な活動に参画する機会の性別による差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき。

(カ) (ア) から (オ) のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

② 性別情報が必要な場合の配慮

性別情報を収集する場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、以下に例示する「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的少数者へ配慮した方式についても検討する。ただし、明確に性別が分からないと業務上支障がある場合については、男女二択方式とする。

例1	性別を丸で囲む方式に、自由記載できる欄を設ける	男性 女性 ()
例2	性別にチェックを入れる方式に、自由記載できる欄を設ける	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()

4 本方針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については、**3 性別記載に関する基本的な考え方** (以下「基本的な考え方」という。) により、性別記載欄の必要性を判断する。

また、**2 各種様式等における性別記載欄の現状**の表にある「市の例規で規定」35件及び「根拠法令等なし」50件については、基本的な考え方に基づき性別記載欄を見直す。

【参考】

性別記載の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に性別記載する旨が規定されているか。 ・法令等で様式が定められているか。 ・法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不要に性別記載を求めているか。
2	統計的調査・アンケート等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。
3	医療上性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別が必要か。 ・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
5	本人確認として性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。
6	男女共同参画推進のため性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市男女平等推進行動計画」において、数値目標等が定められているか。 ・性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。
7	その他上記以外の理由で性別情報収集を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報利用可能なシステム等ですでに性別情報を保有していないか。 ・他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。 ・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。

各種様式等における性別記載欄要否のフロー

